

令和元年10月

定例教育委員会

新庄市教育委員会

教育長報告（１）

令和元年市議会９月定例会における教育関係一般質問の概要について

- （１） 小嶋富弥議員から①「文科省は、７月３１日全国の小学６年生と中学３年生を対象に実施した今年度の全国学力調査の結果を公表した。中学３年生で初めて英語が出題された。当市における正答率の結果と分析について伺いたい。また、新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語科実践の授業はどう図られるのか。」という質問に対して

「今年度から新たに３年に１度実施されることになった、全国学力学習状況調査の中学３年生の「英語」については、全国の平均正答率を大きく下回る結果であった。内容については、「聞く」「読む」「書くなどの表現」等、領域全般に課題があった。英語の文章を聞いたり読んだりしながら、総合的に理解していく活動、また英語でコミュニケーションをする活動、日常的に書く活動を続けていく必要がある。

昨年度は、市教育研究所の「課題別研修会」で英語を取り上げ、小中のスムーズな連携や授業づくりにおける効果的な活動「書くこと」の領域を向上させるための情報交換などを行った。今年度は、同研究所の活動を精査し、市内全校の英語担当者を対象にした「英語教育研修会」を立ち上げ、講師を招聘して新学習指導要領についての研修会を実施した。また、小学校３年生から中学校３年生の７年間の達成目標を明確にした中学校区ごとの「CAN-DOリスト」を今年度中に作成し力をつけていきたい。このような研修を生かして、授業の質を高め、さらに学校訪問を通して、学校が一体となって授業改善が出来るよう、支援していく。

小学校においては、現在、国加配による英語専科の教員が２名配置され、小学校段階から専門性のある授業を行っている。また、平成２９年８月からALTの配置を４名にし、子どもたちが関心を高め、意欲を持って授業に取り組めるように、授業への積極的な活用を勧めている。また、授業以外でも子どもたちの英語に親しむ機会を設けるなど、ALTの活用を工夫し、児童生徒の関心・意欲を高めていきたい。」と答弁をしました。

②「当市におけるICT環境整備の現状を伺いたい。」という質問に対して

「現在、学校には、タブレット型PCや電子黒板などの教育用ICT

機器と教職員用の校務用 I C T 機器をリース物件にて配備しているが、来年 8 月に契約満了を迎えることから、現場の情報を収集し将来を見据えた I C T 機器整備を図るため、市内各校から選出された教員を中心とした「新庄市立小・中義務教育学校 I C T 機器選定委員会」を昨年度より設置し、検討を進めている。会議では、学習指導要領の改正により来年度から開始されるプログラミング教育への対応、さらには、普通教室での班学習によるタブレットを活用した協働学習や班学習での成果を P C から大型モニターを通じてのクラス全体への発表といった本市が目指す探究型授業への I C T 機器の効果的な活用など、タブレットの導入も含め、より教育現場に即した形となるよう具体的な検討を行っている。

今後も引き続き、児童生徒の情報活用能力の育成や教科指導での I C T の活用、教員の事務負担軽減といった視点で I C T 機器の整備を行い、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を備えることのできる学習環境整備に努めていく。」と答弁した。

- (2) 山科春美議員から「山尾市長の公約のなかに、学力向上に向けた科目別スーパーバイザーの設置とあったが、具体的にどのような内容なのか伺いたい」という質問に対して

「学力の向上については、本市の教育課題のひとつと捉えており、学力向上にむけた取り組みについては、市の事業として探究型学習をテーマにした日新小・中学校への委嘱研究や N R T テストの実施、学校図書館・個別学習指導員等の人的配置等を行っている。また、校長会や学校訪問において指導を行うとともに、教育委員会、学校、教員が授業改善や研修会の実施など、それぞれにおいて研究を重ねながら取り組んでいる。

科目別スーパーバイザーの設置は、「子どもたちの学習の弱いところを補う指導の力」を教科別に専門性のある指導・助言者(スーパーバイザー)の力をもって向上させたいという、学力向上対策のひとつとして提案させていただいたものであり、現時点において事業計画が具体化されているものではない。

現在、最上広域市町村圏事務組合教育研究センターにおいては、理科に特化し、研修事業等を実施し、算数・数学教育事業では、指導主幹を配置し、学校訪問による指導、授業力向上研修の実施、調査研究の情報発信などを行い、教科の学力向上に努めている。

今後は、本市における学力向上に向けた取り組みが、どのような形で実施することが適当か、広域での事業内容や効果等を収集しつつ、先進事例

を参考にしながら検討して参りたいと考えている。」と答弁した。

- (3) 佐藤悦子議員からの「萩野小跡地は、星がきれいな蛍の生息する地域として、住民が大切にしてきた。住民は給食室を残し、集会所兼避難所として活用できる施設の整備を求めている。萩野学園は川が氾濫したら行けないし児童館は狭い。住民の地域活動を支える公共施設は地域づくりの要ではないか。」という質問に対して

「旧萩野小学校跡地利用に関しては、平成30年3月に「旧萩野小学校跡地利用検討委員会」より、既存の施設を再利用した地域の活性化につながるコミュニティの拠点整備、クランク状の市道の拡張とクランク解消、グラウンド等を活用したスポーツ広場整備などを内容とする「旧萩野小学校跡地の利活用に関する要望書」をいただいております、現在も跡地利用検討委員会と継続して協議を行っている。

質問の「給食室を残し集会所兼避難所への施設の整備」に関しては、近接する萩野児童センターが指定避難所となっているので、当該跡地に指定避難所を設置する考えは基本的にはないが、「集会所としての再活用への施設整備」については、跡地利用検討委員会において「給食室を再活用すべきか否か」といった部分を主とした協議が継続されている。跡地活用に係る地域としての考えをまとめるための調整を図っているところであり、現在はその動きを見守っている状況なので、ご理解をいただきたい。

なお、特に老朽化が激しい校舎棟、体育館棟、プールに関しては、本年7月より解体工事に着手しており、地域の要望として「百寿の石碑」を含む周辺の自然環境の保存などにも配慮しながら作業を行っている。また、市道の直線化についても担当課と連携しながら、今後実施する予定としている。

今後も、より良い跡地の利活用のため関係各課と連携を取りながら全庁的に検討を行い、地域との合意形成を得て進めて参りたい。」と答弁をした。

- (4) 佐藤文一議員から「現在、少子化の問題により、学校の生徒、児童が減少しているという事をご承知のことだと思う。それにより先生の減少、イコール部活動の顧問の先生の減少により、中学校のいくつかの部活動の廃止が始まっている。それにより、子供たちのやりたいスポーツが出来ない、夢を諦めなければならないということが問題視されている。その事に対し、今後、市ではどのように考えているのかお聞きしたい。」という質問

に対して

「本市の義務教育学校を含む中学校の生徒数については、今年度の小学校1年生が中学生になる令和7年度には、本年5月1日現在と比較し、生徒数が160人程度、学級数が9つ、教員定数も13減少する見込みとなっている。このような数字を見ても大幅な生徒数・教員数の減少は、部活動の運営・継続に大きく影響を及ぼすものと教育委員会としても捉えている。学校現場においても、このような現状と今後の子どもたちの活躍の場等の課題から、市校長会において本年7月に「市内中学校等における多様な部活動等の在り方の提言」をいただいた。これを受け、教育委員会として9月に市体育協会、かむてんスポーツクラブ、スポーツ少年団の代表、中学校長を参集し、検討会を開催した。その中で、学校における部活動や地域のスポーツクラブ等の課題を共有するとともに、今後の方向性について話し合いを行った。まだ、話し合いを始めたばかりなので、具体的な方策についてお示しする状況にはないが、これからもこのような検討会を継続して開催し、子どもたちがやりたいスポーツを続け、夢を諦めずに活動できるような形を、先進事例など参考にしながら研究していきたい。今後の方向性としては、それぞれの部活動の拠点校方式なども想定されるのではないかと考えている。」と答弁をした。

議案第33号

新庄市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱について

新庄市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

新庄市就学援助事業実施要綱の一部を改正する要綱

新庄市就学援助事業実施要綱（平成22年4月1日）の一部を次のように改正する。

第2条中「小学校又は中学校」を「小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）」に改め、「保護者」の次に「又は小学校就学予定者の保護者」を加える。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、小学校就学予定者の保護者が就学援助を受けようとする場合は、関係書類を添付し、教育委員会に申請書を提出しなければならない。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、小学校就学予定者の保護者からの申請があったときは、申請者に認定の可否を直接通知するものとする。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、小学校就学予定者の認定保護者に対する援助費は、保護者に直接支給する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 支給額

補助対象費目	小学校	中学校
学用品費 児童生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習教材費を含む。）の購入費	11,520円/年 （前期と後期の2回に分けて支給）	22,510円/年 （前期と後期の2回に分けて支給）
通学用品費 児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費	2～6学年を対象として2,250円/年 （前期と後期の2回に分けて支給）	2～3学年及び8～9学年を対象として2,250円/年 （前期と後期の2回に分けて支給）

<p>校外活動費（宿泊を伴わないもの）</p> <p>児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校活動のうち、宿泊を伴わない校外学習に参加するために必要な交通費及び見学料</p>	1,580円/年	2,290円/年
<p>体育実技用具費</p> <p>小中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける児童生徒が個々に用意することとされているもの（スキー用具、柔道着、防具、剣道着、竹刀一式）の購入費</p>	1学年及び4学年を対象として スキー 26,240円/年	1学年及び7学年を対象として 柔道 7,570円/年 剣道 52,380円/年 スキー 37,650円/年
<p>校外活動費（宿泊を伴うもの）</p> <p>児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校活動のうち、宿泊を伴う校外活動に参加するために必要な交通費、見学料及び宿泊料</p>	3,650円/年	6,150円/年
<p>新入学児童生徒学用品費</p> <p>新たに入学する児童生徒が通常必要とする通学用品等の購入費</p> <p>ただし、当該児童生徒に係る入学準備学用品費の支給を受けていない場合に限る。</p>	1学年を対象として 50,600円/年	1学年及び7学年を対象として 57,400円/年
<p>入学準備学用品費</p> <p>次年度新たに入学予定の者が就学するに当たり、通常必要とする通学用品等の購入費</p>	就学予定者を対象として 50,600円/年	就学予定者を対象として 57,400円/年
<p>修学旅行費</p> <p>児童生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金その他児童生徒が均一に負担すべきこととなる経費</p>	21,670円/年	60,300円/年

<p>通学費</p> <p>児童生徒が最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費で、片道の距離が小学校にあつては4キロメートル以上、中学校にあつては6キロメートル以上の児童生徒が通学に利用する交通機関の旅客運賃</p>	<p>39,620円/年</p> <p>(前期と後期の2回に分けて支給)</p>	<p>80,070円/年</p> <p>(前期と後期の2回に分けて支給)</p>
<p>学校給食費</p> <p>児童生徒の学校給食に要する経費</p>	<p>実費 (1食の単価×実食回数)</p> <p>(前期と後期の2回に分けて支給)</p>	<p>実費 (1食の単価×実食回数)</p> <p>(前期と後期の2回に分けて支給)</p>
<p>医療費</p> <p>学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療に要する経費。ただし、他の法律規則に定める扶助により当該医療費の助成を受ける場合を除く。</p>	<p>実費</p>	<p>実費</p>

附 則

この要綱は、令和元年10月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

提案の理由

国の要保護児童生徒援助費補助金に係る補助単価の改正に伴う支給額の見直し及び小学校就学予定者の保護者への入学準備学用品費の入学前支給並びに必要な文言の整理を行うため、所要の改正を行うものである。

新庄市就学援助事業実施要綱新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(就学援助の対象者)</p> <p>第2条 就学援助を受けることができる者は、新庄市内に居住し新庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が設置する小学校又は中学校</p> <p>_____に在学する児童生徒の保護者</p> <p>_____であって、次条の援助区分のいずれかに該当すると教育委員会が認定したものとする。</p> <p>(援助の申請)</p> <p>第5条 就学援助を受けようとする者は、収入のある世帯全員の源泉徴収票、所得税の申告書の写し等前年の収入額を確認できる書類又は児童扶養手当証書の写し等その他の関係書類を添付し、学校長を通じて教育委員会に申請書を提出しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(就学援助の対象者)</p> <p>第2条 就学援助を受けることができる者は、新庄市内に居住し新庄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が設置する小学校(義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。)若しくは中学校(義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。)に在学する児童生徒の保護者又は小学校就学予定者の保護者であって、次条の援助区分のいずれかに該当すると教育委員会が認定したものとする。</p> <p>(援助の申請)</p> <p>第5条 就学援助を受けようとする者は、収入のある世帯全員の源泉徴収票、所得税の申告書の写し等前年の収入額を確認できる書類又は児童扶養手当証書の写し等その他の関係書類を添付し、学校長を通じて教育委員会に申請書を提出しなければならない。ただし、<u>小学校就学予定者の保護者が就学援助を受けようとする場合は、関係書類を添付し、教育委員会に申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p>

現行	改正後（案）																		
<p>(審査及び認定の可否通知)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、審査を行い、<u>学校長を通じて申請者に認定の可否を通知するものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(援助費の支給方法)</p> <p>第7条 第2条の規定により認定を受けた者(以下「認定保護者」という。)に対する援助費は、<u>学校長を通じて保護者に支給する。</u></p> <p>_____</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2支給額</p> <table border="1" data-bbox="976 1131 1359 2042"> <thead> <tr> <th>補助対象費目</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td>11,100円/年</td> <td>21,700円/年</td> </tr> <tr> <td>児童生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習教材を含む)の購入費</td> <td>前期と後期の2回に分けて支給</td> <td>前期と後期の2回に分けて支給</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象費目	小学校	中学校	学用品費	11,100円/年	21,700円/年	児童生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習教材を含む)の購入費	前期と後期の2回に分けて支給	前期と後期の2回に分けて支給	<p>(審査及び認定の可否通知)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、<u>審査を行い、学校長を通じて申請者に認定の可否を通知するものとする。ただし、小学校就学予定者の保護者からの申請があったときは、申請者に認定の可否を直接通知するものとする。</u></p> <p>(援助費の支給方法)</p> <p>第7条 第2条の規定により認定を受けた者(以下「認定保護者」という。)に対する援助費は、<u>学校長を通じて保護者に支給する。ただし、小学校就学予定者の認定保護者に対する援助費は、保護者に直接支給する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2支給額</p> <table border="1" data-bbox="976 190 1359 1102"> <thead> <tr> <th>補助対象費目</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td>11,520円/年</td> <td>22,510円/年</td> </tr> <tr> <td>児童生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習教材費を含む。)の購入費</td> <td>(前期と後期の2回に分けて支給)</td> <td>(前期と後期の2回に分けて支給)</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象費目	小学校	中学校	学用品費	11,520円/年	22,510円/年	児童生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習教材費を含む。)の購入費	(前期と後期の2回に分けて支給)	(前期と後期の2回に分けて支給)
補助対象費目	小学校	中学校																	
学用品費	11,100円/年	21,700円/年																	
児童生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習教材を含む)の購入費	前期と後期の2回に分けて支給	前期と後期の2回に分けて支給																	
補助対象費目	小学校	中学校																	
学用品費	11,520円/年	22,510円/年																	
児童生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習教材費を含む。)の購入費	(前期と後期の2回に分けて支給)	(前期と後期の2回に分けて支給)																	

現行		改正後 (案)	
通学用品費 児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費で、新たに入学する児童生徒を除く	2～6学年を対象として2,170円/年 前期と後期の2回に分けて支給	2～6学年を対象として2,250円/年 (前期と後期の2回に分けて支給)	2～3学年及び8～9学年を対象として2,250円/年 (前期と後期の2回に分けて支給)
校外活動費(宿泊を伴わないもの) 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校活動のうち、宿泊を伴わない校外学習に参加するために必要な交通費、見学料	1,510円 1学年を通じて1回	校外活動費(宿泊を伴わないもの) 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校活動のうち、宿泊を伴わない校外学習に参加するために必要な交通費及び見学料	2,290円/年
体育実技用具費 小中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具のうち、スキー用具、柔道着、剣道を実施する場合は防具、剣道着、竹刀一式	1学年及び4学年を対象として、スキー 25,300円 柔道 7,300円 剣道 50,500円 1学年を通じて1回	1学年及び4学年を対象として、スキー 26,240円/年 柔道 7,570円/年 剣道 52,380円/年	1学年及び7学年を対象として、スキー 26,240円/年 柔道 7,570円/年 剣道 52,380円/年

現行		改正後（案）	
で、当該授業を受ける児童生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費	学年を通じて1回	(スキー用具、柔道着、防具、剣道着、竹刀一式)の購入費	スキー 円/年 37,650
校外活動費(宿泊を伴うもの) 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校活動のうち、宿泊を伴う校外活動に参加するため必要な交通費、見学料、宿泊料	3,470円 学年を通じて1回	校外活動費(宿泊を伴うもの) 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校活動のうち、宿泊を伴う校外活動に参加するため必要な交通費、見学料及び宿泊料	3,650円/年 6,150円/年
新入学児童生徒学用品費 新たに入学する児童生徒が通常必要とする通学用品等の購入費。ただし、当該児童生徒に係る入学準備学用品費の支給を受けていない場合に限り。	1学年を対象として40,600円 学年を通じて1回	新入学児童生徒学用品費 新たに入学する児童生徒が通常必要とする通学用品等の購入費 ただし、当該児童生徒に係る入学準備学用品費の支給を受けていない場合に限り。	1学年及び7学年を対象として50,600円/年 57,400円/年

現行		改正後（案）	
入学準備学用品費 次年度新たに入学予定の者が就学するに当たり、通常必要とする通学用品等の購入費。	6学年を対象として47,400円 _____ 学年を通じて1回	入学準備学用品費 次年度新たに入学予定の者が就学するに当たり、通常必要とする通学用品等の購入費	就学予定者を対象として50,600円/年 _____ 円/年
修学旅行費 児童生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金その他均一に負担すべきこととなる経費	20,600円 学年を通じて1回	修学旅行費 児童生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金その他児童生徒が均一に負担すべきこととなる経費	21,670円/年 _____ 60,300円/年
通学費 児童生徒が最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費で、片道の距離が小学校以上、中は4キロメートル以上、	38,200円/年 前期と後期の2回に分けて支給	通学費 児童生徒が最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費で、片道の距離が小学校以上、中は4キロメートル以上、	39,620円/年 _____ （前期と後期の2回に分けて支給） _____ 80,070円/年 _____ （前期と後期の2回に分けて支給）

現行		改正後（案）	
学校にあっては6キロメートル以上の児童生徒が通学に利用する交通機関の旅客運賃		中学校にあっては6キロメートル以上の児童生徒が通学に利用する交通機関の旅客運賃	
学校給食費 児童生徒の学校給食に要する経費	実費(1食の単価) ×実食回数 前期と後期の2回に分けて支給	学校給食費 児童生徒の学校給食に要する経費	実費(1食の単価) ×実食回数 (前期と後期の2回に分けて支給)
医療費 学校保険安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療に要する経費。ただし、他の法律規則に定める扶助により当該医療費の助成を受ける場合を除く。	実費	医療費 学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療に要する経費。ただし、他の法律規則に定める扶助により当該医療費の助成を受ける場合を除く。	実費